

令和3年度 福島県立高等学校入学者選抜 前期選抜募集要項

福島県立橋高等学校

〒960-8011 福島市宮下町7-41 TEL 024-535-3395

FAX 024-535-3397

令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱により、下記のとおり募集する。

1 対象学科及び前期選抜入学者募集定員

対象学科：全日制の課程 普通科

募集定員：280名

【特色選抜】募集定員280名の5%程度とする。

【一般選抜】募集定員280名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

次の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者。又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者。【特色選抜】においては、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。
- (2) 本校が示す「志願してほしい生徒」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者。

3 特色選抜における「志願してほしい生徒」

橋高等学校では、「自主・自律・自立」の精神を備え、知性に溢れ、学習意欲の高い生徒の育成を目指している。生徒は、自己実現のために、進学を目指し勉学に励むとともに、部活動にも生徒会活動にも全力をあげて打ち込み、質の高い学びと優れた文化の創造に取り組んでいる。

このことを踏まえ、本校の特色選抜においては次のような生徒を募集する。

「学習の成績が優秀で、次に示す部活動に該当する部活動の大会やコンクールにおいて顕著な成績または高い能力を有し、入学後もその部活動において積極的に活動しようとする者。」

（部活動）男女：陸上競技部、バスケットボール部、卓球部、剣道部、合唱部、囲碁部

男子：硬式野球部

女子：バレーボール部、ソフトボール部

4 出願手続き及び提出書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、下記の書類を提出する。
 - ① 入学願書（県教育委員会作成の用紙に記入したもの）
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校所定の用紙に記入したもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者は、下記の書類を直接提出する。
 - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記(1)③に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ③ 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書（ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの）
 - ⑤ 受験票用紙（県教育委員会作成の用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会作成の用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (3) 県外からの出願者又は保護者の転勤に伴う一家転住等により県内において学区を越えて出願する者の提出書類については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「10 県外等からの出願」に定めるところによる。
- (4) 東日本大震災により避難している生徒等の出願については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜

実施要綱」の「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に定めるところによる。

- (5) 避難指示区域等が解除された市町村に帰還等をした際、その市町村の属する通学区域内に通学できる高等学校がない生徒等の出願については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」に定めるところによる。
- (6) 障がい等のある志願者に対する配慮については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「2 障がい等のある志願者に対する配慮」に定めるところによる。
- (7) 激甚災害(当該入学検定料の納入期限前1年以内に指定されたものに限る。)による入学検定料の免除については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「5 入学検定料の免除」に定めるところによる。

5 出願期間

- (1) 令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円分の切手(定型郵便物84円+簡易書留320円)を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。
その場合、事前に本校に連絡する。
- (4) 志願者は、令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は(2)と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

6 調査書提出期間

令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとする。受付時間は午前9時から午後4時までとする。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(県教育委員会作成の用紙)を出願に際して本校校長に提出できる。志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。提出期間は令和3年2月16日(火)から2月17日(水)までとするが、郵送の場合には、2月17日(水)の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 併願の取扱い、出願先変更、出願の取消し及び出願の特例措置

- (1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
- (2) 出願先変更については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」に定めるところによる。
- (3) 出願の取消しについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「13 出願の取消し」に定めるところによる。
- (4) 出願の特例措置については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第2 前期選抜」の「1 出願」の「14 出願の特例措置」に定めるところによる。

9 選抜方法・選抜資料

(1) 【特色選抜】

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として総合的に判断して選抜を行う。

選 抜 資 料				
学力検査	特色選抜志願理由書	調査書	特色面接	選抜資料の満点
5教科とする。 各教科50点満点、 合計250点満点とする。	本校への志願動機及び将来への抱負、高校生活で特に力を入れたこと等について、本人が記入する。 また、中学校における部活動等の取り組みや、大会やコンクールの実績を具体的に記入する。	「各教科の学習の記録」は135点満点とする。 「特別活動等の記録」は115点満点とし、合計250点満点とする。	個人面接を実施する。 個人面接では、本校に入学する目的及び学ぶ意欲、並びに質問に対する受験生自らの考えについて、その内容及び適切に伝える表現力をみる。 面接は、段階評価する。	全体の満点は、500点とする。

(2) 【一般選抜】

学力検査の成績及び調査書の審査結果を資料として総合的に判定して選抜を行う。

選 抜 資 料		学力検査と調査書の成績の 比重
学力検査	調査書	
5教科とする。 各教科50点満点、合計250点満点 とする。	「各教科の学習の記録」は195点 満点とし、「特別活動等の記録」 は点数化しない。	同等とする。

10 学力検査及び特色選抜における特色面接の日時、日程及び会場

[1] 学力検査

(1) 日時

令和3年3月3日(水)午前9時～午後3時10分

受験者は、生徒昇降口より校舎に入り、午前8時15分までに控室に集合のこと。

(2) 日程

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

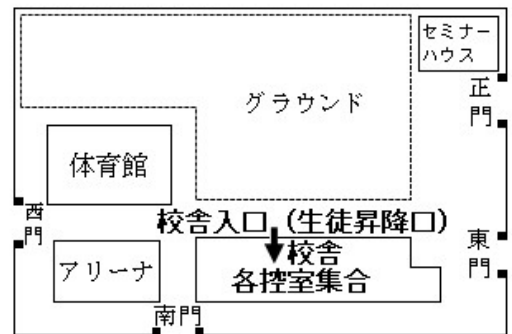
(3) 会場

福島県立橘高等学校

(4) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規

ただし、下敷、分度器は使用できない。また、計算機能や言語表現機能を有するもの、電子辞書、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等の通信機器を持ち込んではいけない。



[2] 特色選抜における特色面接

(1) 日時

令和3年3月4日(木)

受験者は、生徒昇降口より校舎に入り、午前8時15分までに控室に集合のこと。

(2) 会場

福島県立橘高等学校

(3) 持参するもの

受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム

(4) 特色面接の実施日及び日程は受験者数が確定後、中学校を通じて受験生に連絡する。

11 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場

① 日時

令和3年3月10日(水)午前9時～

追検査等の受験者は、生徒昇降口より校舎に入り、午前8時15分までに控室に集合のこと。

② 日程

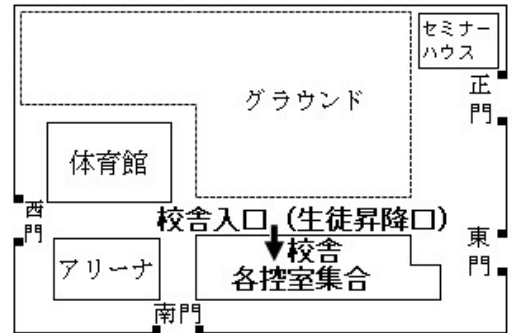
9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

特色選抜の受験者は学力検査終了後、午後3時10分より特色面接を行う。受験者数によっては、面接終了時間が遅くなる場合がある。

なお、特色選抜の受験者で3月3日(水)の学力検査を受験しており追検査等は特色面接だけの者は、午前9時より特色面接を行う。

③ 会場

福島県立橘高等学校



(2) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患者追検査等受験願（令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱様式共通14号）に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の「第4 その他」の「1 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置」の「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」に定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証を交付する。

(3) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠としない。

(4) その他

学力検査の際、インフルエンザ罹患者や体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認める。

また、3月3日の学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

追検査等の受験については、表のとおりとなる。

出願状況	前期選抜受験状況		追検査等
	学力検査	特色面接	
一般選抜のみ	欠席	受検	学力検査を実施する
特色選抜のみ	欠席	受検	学力検査を実施する
または	受検	欠席	特色面接を実施する
一般選抜と特色選抜	欠席	欠席	学力検査と特色面接を実施する

12 合格者発表

(1) 選抜結果については、令和3年3月15日(月)正午以降に本校において発表し、合格者には、合格通知書を交付する。合格者は、受験票を持参の上、本校所定の場所で同日午後2時までに合格通知書を受領すること。

(2) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すこともある。